

平成28年3月10日

伊方原発広島裁判原告団長 堀江 壯 様

伊方原発広島裁判応援団 代表 原田 二三子 様

広島市環境局温暖化対策課長 竹内 真理

伊方原発運転差止広島裁判の原告団への参加について（回答）

平成28年2月8日付けで要望のありました伊方原発運転差止広島裁判の原告団への参加要望について回答いたします。

そもそも、原発を含むエネルギー政策については、国民経済や国民生活全般に重大な影響を及ぼすものであることから、国がその責任において決定すべきものと考えています。

原発の再稼働については国のエネルギー政策の一環として行われるものであることから、被爆都市である本市としては、国には再生可能エネルギー等の最大限の導入を進めるエネルギー政策を是非実現していただきたいと考えています。

また、国には、原発の再稼働に際しての安全性を確実に担保していただきたいと考えており、更に、現在は、原発が立地されている自治体が、原子力規制委員会の新規制基準に適合していることを前提として、再稼働についての判断を求められることになっているものと認識しています。

本市としては、こうした考えの下に、引き続き、様々な機会を捉えて、国に対し意見や要望していきたいと考えています。